

青森市消防団員等公務災害補償条例（平成十七年条例第二百二十八号）新旧対照表

改正後	改正前																																						
<p>(補償基礎額)</p> <p>第五条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>一 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)において当該団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤続年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>二 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>九千百円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、一万四千二百円を超えない範囲内においてこれを増額した額とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>別表（第五条関係）</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>十年未満</th> <th>十年以上二十年未満</th> <th>二十年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>一、五〇〇円</td> <td>一三、三五〇円</td> <td>一四、二〇〇円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>一〇、八〇〇円</td> <td>一一、六五〇円</td> <td>一二、五〇〇円</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>九、一〇〇円</td> <td>九、九五〇円</td> <td>一〇、八〇〇円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>一 [略]</p> <p>二 [略]</p>	階級	勤務年数			十年未満	十年以上二十年未満	二十年以上	団長及び副団長	一、五〇〇円	一三、三五〇円	一四、二〇〇円	分団長及び副分団長	一〇、八〇〇円	一一、六五〇円	一二、五〇〇円	部長、班長及び団員	九、一〇〇円	九、九五〇円	一〇、八〇〇円	<p>(補償基礎額)</p> <p>第五条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>一 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)において当該団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤続年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>二 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>八千九百円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、一万四千二百円を超えない範囲内においてこれを増額した額とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>別表（第五条関係）</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>十年未満</th> <th>十年以上二十年未満</th> <th>二十年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>一、四四〇円</td> <td>一三、三二〇円</td> <td>一四、二〇〇円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>一〇、六七〇円</td> <td>一一、五五〇円</td> <td>一二、四四〇円</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>八、九〇〇円</td> <td>九、七九〇円</td> <td>一〇、六七〇円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>一 [略]</p> <p>二 [略]</p>	階級	勤務年数			十年未満	十年以上二十年未満	二十年以上	団長及び副団長	一、四四〇円	一三、三二〇円	一四、二〇〇円	分団長及び副分団長	一〇、六七〇円	一一、五五〇円	一二、四四〇円	部長、班長及び団員	八、九〇〇円	九、七九〇円	一〇、六七〇円
階級		勤務年数																																					
	十年未満	十年以上二十年未満	二十年以上																																				
団長及び副団長	一、五〇〇円	一三、三五〇円	一四、二〇〇円																																				
分団長及び副分団長	一〇、八〇〇円	一一、六五〇円	一二、五〇〇円																																				
部長、班長及び団員	九、一〇〇円	九、九五〇円	一〇、八〇〇円																																				
階級	勤務年数																																						
	十年未満	十年以上二十年未満	二十年以上																																				
団長及び副団長	一、四四〇円	一三、三二〇円	一四、二〇〇円																																				
分団長及び副分団長	一〇、六七〇円	一一、五五〇円	一二、四四〇円																																				
部長、班長及び団員	八、九〇〇円	九、七九〇円	一〇、六七〇円																																				